

高所作業車運転技能講習

従来、「高所作業車」運転の業務については、労働安全衛生法による就業制限はありませんでした。しかし、平成2年10月1日施行の労働安全衛生法一部改正により、「高所作業車」運転の業務（作業床の高さ10m以上）に従事するには、技能講習を修了しなければならないことになりました。

この技能講習を修了しますと、全ての高所作業車を操作することができます。（無制限）

根拠法令

労働安全衛生法 第61条-1より政令第20条第15号
作業床の高さが10メートル以上の高所作業車の運転（道路上を走行させる運転を除く）の業務

労働安全衛生規則第83条 高所作業車運転技能講習規程(労働省告示第67号)に基づく講習です。

■講習日数 2日間（学科1日・実技1日）**土日開催**

■講習科目

学科	作業に関する装置の構造及び取扱いの方法に関する知識	5h
	原動機及び電気に関する知識	3h
	運転に必要な一般的事項に関する知識	2h
	関係法令	1h
	学科試験	1h
実技	高所作業車の作業のための装置の操作	6h

[お持ちの資格により、下記コースに分かれます。](#)

■講習コース及び講習料金

コース	該当する者	免除科目	講習料金
Aコース	移動式クレーン運転免許証を有する者、又は小型移動式クレーン運転技能講習を修了した者	原動機 3h 一般的事項 2h	受講料 30,900円 テキスト代 1,850円
Bコース	1. 建設業法施行令第27条の3に規定する建設機械施工技術検定に合格した者 2. 道路交通法第84条第3項の大型特殊自動車免許、大型自動車免許又は、普通自動車免許を有する者 3. フォークリフト運転技能講習、ショベルローダー等運転技能講習、車両系建設機械（整地等）又は不整地運搬車運転技能講習を修了した者	原動機 3h	受講料 32,900円 テキスト代 1,850円
Cコース	上記A・Bコースに該当しない者		受講料 35,000円 テキスト代 1,850円

■講習コース講習時間

コース	学科1日目	学科2日目	実技
Aコース	なし	11:00～19:30 修了試験1h含む	08:00～17:00 修了試験1h含む
Bコース	なし	09:00～19:30 修了試験1h含む	
Cコース	09:00～12:00	09:00～19:30 修了試験1h含む	

